

秋田県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例案について

自然保護課

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）の一部改正に伴い指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める等の必要がある。

2 内容

(1) 条例委任された内容及び基準設定の類型

条例委任された基準	国の基準類型	県独自基準の有無
県が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法	参酌すべき基準	国基準どおり

(2) 基準設定の考え方（国の基準と同様にした理由等）

- 狩猟に係る行為が禁止又は制限されている区域に設置される標識については、複数の都道府県で狩猟が可能である狩猟者の誤認を防ぐために、国で定めている基準（環境省令）と同様の内容とした。
- 本条例は標識の寸法を定めるものであり、関係団体からの意見等については特になかった。

(3) 規定内容

- 県が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法は、規則で定めることとする。
なお、規則で定める基準は、別表のとおり環境省令と同様にする予定である。

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。



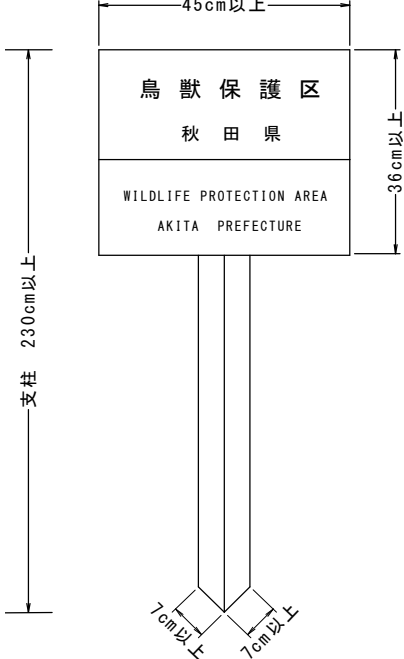

4 参考（本県の状況等）

- 県が標識を設置する指定猟法禁止区域等は次のとおりである。

狩猟に係る行為が禁止又は制限されている区域	箇所	面積（ha）
指定猟法禁止区域	1	123
鳥獣保護区	172	115,828
特別保護地区	39	7,902
特別保護指定区域	0	0
休猟区	69	114,953
特定猟具使用禁止区域	66	18,471
特定猟具使用制限区域	0	0

（平成24年4月1日現在）

別表

	<p>鳥獣保護区、 特定禁止 器具使用 区域</p>	<p>標識を設置 する区域</p>
	<p>制札</p>	<p>区分</p>
		<p>寸法</p> 
	<p>休猟区</p>	<p>標識を設置 する区域</p>
	<p>制札</p>	<p>区分</p>
		<p>寸法</p> 